

10月1日から変わります

市内のごみの分別区分の統一と、ごみの再資源化・減量化を推進するために、成田富里いずみ清掃工場の稼働に合わせて、10月1日からごみの分別区分を変更します。また、分別区分の変更に伴い、指定ごみ袋と収集日も変更されます。詳細については、全世帯に配布するごみの分別ガイドブック・ごみ収集日一覧表などを参考にしてください。

ごみの分別区分

週2回の収集

可燃ごみ(青色の指定ごみ袋)

- 「台所ごみ(料理くずなど)」「プラマーク(3ページ参照のないビニール・プラスチック)」など
- …台所ごみは、水をよく切って出してください

月2回の収集

プラスチック製容器包装(白色の指定ごみ袋)

- 「プラマークのあるビニール・



プラスチック」など…液体の入った容器などは、中身を使い切ってください。汚れの落ちにくいものは、可燃ごみとして出してください

ペットボトル(オレンジ色の指定ごみ袋)

- 「ペットボトルマーク(3ページ参照)が付いている飲料・調味料用のペットボトル」など…

紙類(指定ごみ袋なし)

- 「新聞」「雑誌」「ダンボール」「紙パック」「雑がみ」など…種類ごとにまとめて、ひもで十字に縛って出してください

衣類・布類(指定ごみ袋なし)

- 「衣類」「布類」など…雨にぬれないように、透明なビニール袋に入れて出してください

有害ごみ(指定ごみ袋なし)

- 「蛍光灯」「白熱灯」「乾電池」「体温計」「温度計」など…蛍光灯・白熱灯は、割れないように購入時の箱などに入れて出してください

指定ごみ袋

- 「1リットル以上の缶」「スプレー缶」「カセットボンベ」「小型の金属製品」「刃物類」「茶わん」「皿」「鏡」「板ガラス」など…スプレー缶・カセットボンベは使い切り、火の気のないところで穴を開けてください

粗大ごみ

- 「指定ごみ袋に入らない大きさのもの」…処理方法などについては成田富里いずみ清掃工場(☎36・1689)へ問い合わせてください

変更前の指定ごみ袋 買い置きは控えるために

分別区分の変更に伴い、指定ごみ袋の種類・サイズが変更されます。9月20日から新しい指定ごみ袋の販売が開始されますが、変更前の指定ごみ袋は平成25年3月31日まで使えます。

10月1日以降に変更前の指定ごみ袋を使う場合は、次の通り取り扱ってください。

旧成田市地区

- 燃やせるごみの袋…可燃ごみ(青色の指定ごみ袋)として使えます

- ビニール・プラスチック類の袋…プラスチック製容器包装(白色の指定ごみ袋)として使えます

- ビン・カン・ガラスの袋…ビン・カン(赤色の指定ごみ袋)として使えます

- 金物・陶磁器類の袋…金物・陶磁器・ガラス類(黄色の指定ごみ袋)として使えます

旧下総町・旧大栄町地区

- 可燃ごみの袋…可燃ごみ(青色の指定ごみ袋)として使えます

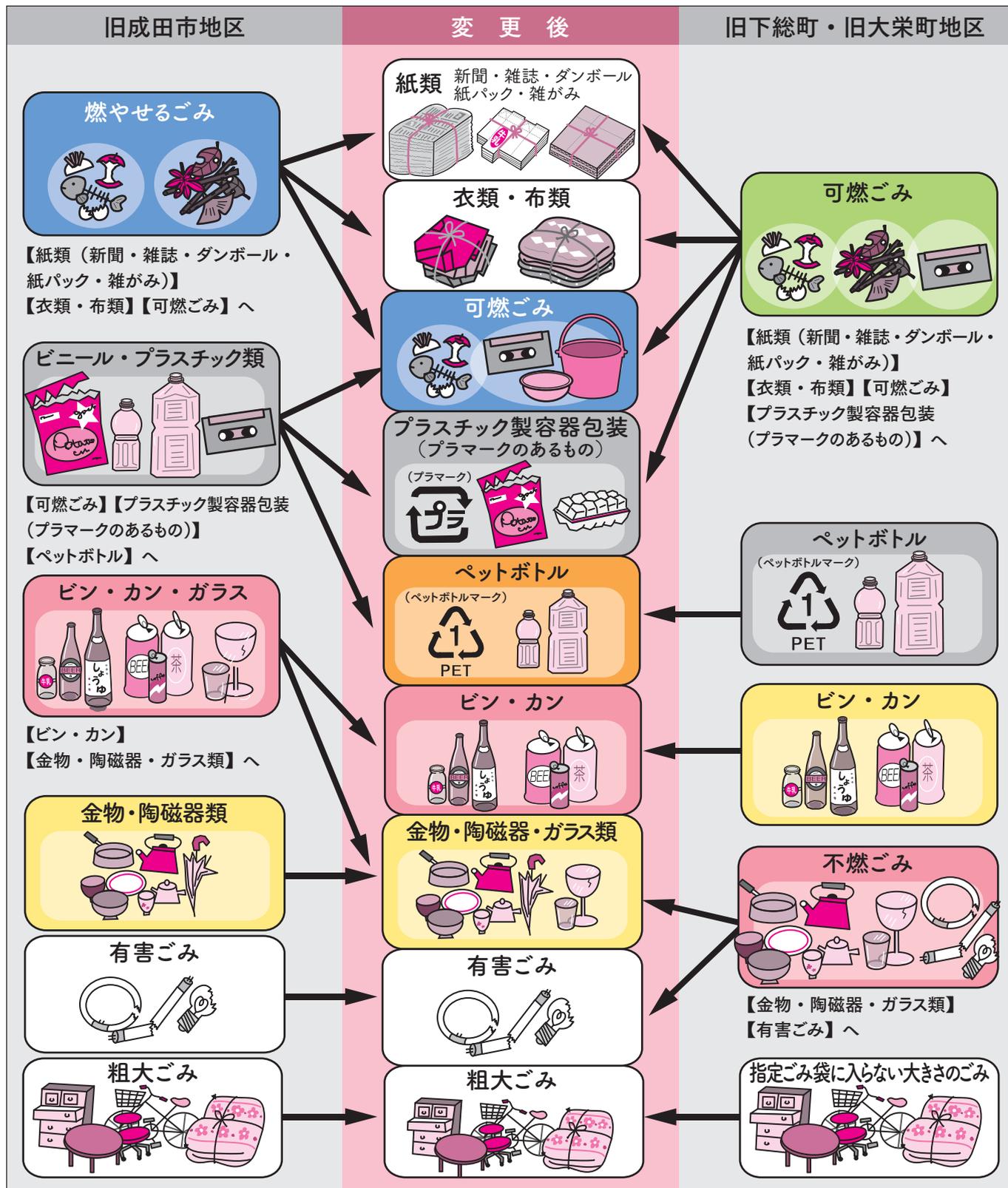
- ペットボトルの袋…ペットボトル(オレンジ色の指定ごみ袋)として使えます

- ビン・カンの袋…ビン・カン(赤色の指定ごみ袋)として使えます

- 不燃ごみの袋…金物・陶磁器・ガラス類(黄色の指定ごみ袋)として使えます

市内のごみの分別区分の統一とごみの再資源化・減量化の推進のために、市民の皆さんのご協力をお願いします。

※くわしくはフリーライン推進課(☎20・1530)へ。



指定ごみ袋の種類・色とサイズ一覧表

種類・色		サイズ	特大	大	小
可燃ごみ		青	○	○	○
資源物	プラスチック製容器包装 (プラマークのあるもの)	白	—	○	—
	ペットボトル	オレンジ	○	○	—
	ビン・カン	赤	—	○	○
	金物・陶磁器・ガラス類	黄	—	○	○



可燃ごみの回収(大栄地区・吉岡)